

議第179号

呉市立美術館条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市立美術館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市立美術館条例の一部を改正する条例

呉市立美術館条例(昭和57年呉市条例第19号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表(第3条の2, 第5条, 第5条の2関係)					別表(第3条の2, 第5条, 第5条の2関係)				
1 観覧料					1 観覧料				
略					略				
2 施設使用料					2 施設使用料				
区分		9時~ 12時	13時~ 17時	9時~ 17時	区分		9時~ 12時	13時~ 17時	9時~ 17時
1 入 場料 の類 を徴 収し ない 場合	第1 展示 室	10, 8 <u>00円</u>	14, 4 <u>00円</u>	28, 8 <u>00円</u>	1 入 場料 の類 を徴 収し ない 場合	第1 展示 室	13, 0 <u>00円</u>	17, 3 <u>00円</u>	34, 6 <u>00円</u>
	第2 展示 室	2, 10 <u>0円</u>	2, 80 <u>0円</u>	5, 60 <u>0円</u>		第2 展示 室	2, 50 <u>0円</u>	3, 40 <u>0円</u>	6, 70 <u>0円</u>
	第3 展示 室	6, 80 <u>0円</u>	9, 10 <u>0円</u>	18, 2 <u>00円</u>		第3 展示 室	8, 20 <u>0円</u>	10, 9 <u>00円</u>	21, 8 <u>00円</u>
	第4 展示 室	3, 60 <u>0円</u>	4, 80 <u>0円</u>	9, 60 <u>0円</u>		第4 展示 室	4, 30 <u>0円</u>	5, 80 <u>0円</u>	11, 5 <u>00円</u>
	講 座 室	2, 10 <u>0円</u>	2, 80 <u>0円</u>	5, 60 <u>0円</u>		講 座 室	2, 50 <u>0円</u>	3, 40 <u>0円</u>	6, 70 <u>0円</u>
	略					略			
2 入 場料 の類 を徴 収す る場 合	第1 展示 室	32, 4 <u>00円</u>	43, 2 <u>00円</u>	86, 4 <u>00円</u>	2 入 場料 の類 を徴 収す る場 合	第1 展示 室	38, 9 <u>00円</u>	51, 8 <u>00円</u>	103, 700円
	第2 展示 室	6, 30 <u>0円</u>	8, 40 <u>0円</u>	16, 8 <u>00円</u>		第2 展示 室	7, 60 <u>0円</u>	10, 1 <u>00円</u>	20, 2 <u>00円</u>
	第3 展示 室	20, 4 <u>00円</u>	27, 3 <u>00円</u>	54, 6 <u>00円</u>		第3 展示 室	24, 5 <u>00円</u>	32, 8 <u>00円</u>	65, 5 <u>00円</u>

	第 4	10, 8	14, 4	28, 8
	展 示	<u>00円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>
	講 座	6, 30	8, 40	16, 8
	室	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>00円</u>

備考 略

	第 4	13, 0	17, 3	34, 6
	展 示	<u>00円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>
	講 座	7, 60	10, 1	20, 2
	室	<u>0円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>

備考 略

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前になされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

呉市立美術館の使用料の額の改定をするため、この条例案を提出する。